

# 18

歳からの

# 選挙権



**これからの社会・政治には日本の未来を作り担う存在である若者の力が必要です。**

日本は少子高齢化、人口減少社会を迎えています。この状況において、また、より早く選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を早いうちから持っていたり、主体的に政治に関わる若者が増えて欲しいと思います。

**将来を担う若い世代の声を政治に取り入れるために、選挙権年齢が引き下げられます。**

広く政治に若者が参加するよう促すことは、民主主義の発展にとって大切なことです。このような考えから、70年ぶりに選挙権年齢が改正され、18歳以上20歳未満の約240万人が新たに投票できるようになります。

**18歳以上(有権者)になれば、選挙運動を行うことができます。**

選挙運動は、候補者の政見や政党の政策などを知り、一票を投じる判断の基礎となるものです。一方で、公職選挙法には、選挙の公正や候補者間の平等を確保するため、選挙運動に関して一定のルールが設けられています。

このリーフレットでは、みなさんが選挙違反に関わったり巻き込まれたりしないよう、選挙運動のできる年齢や期間、誰にでもできる選挙運動の代表的な方法などを紹介しますので、選挙運動のルールを正しく理解し、主体的に政治活動へ参加していきましょう。

**18歳からの選挙権**

国政選挙では、平成28年6月19日の後に選挙期日を公示される選挙から適用されます。



若い世代の投票率を上げることが大切なんだね。でも、主体的に政治に関わるってどうすればいいの？

**ルールを守って正しく声を届けよう！**

『アッピー』（愛媛県 明るい選挙イメージキャラクター）





# 1 選挙運動のできる年齢

## 18歳の誕生日の前日から

国政選挙では、平成28年6月19日の後に選挙期日を公示される選挙から適用されます。

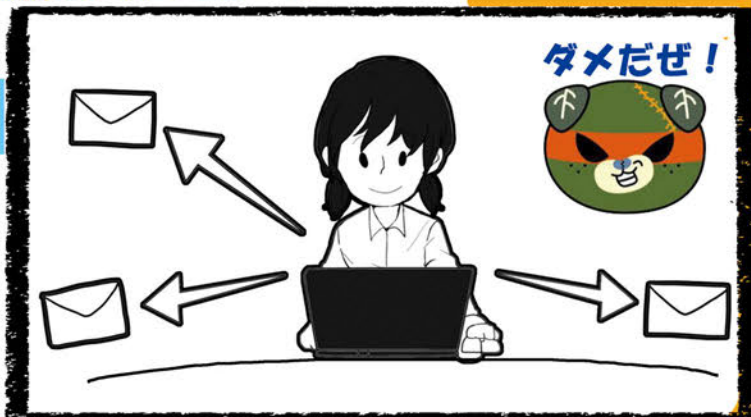
### 18歳未満の選挙運動



- 18歳以上の生徒が、フェイスブックで投票を呼びかける。
- × 17歳の高校3年生が、選挙運動のツイートをリツイートする。
- × 18歳以上の生徒が、17歳の下級生に投票依頼を手伝わせる。



### 電子メールでの選挙運動



# 3 選挙運動の方法

## (1) インターネットやビラ・ポスターなどによる選挙運動

インターネットを利用した選挙運動は、電子メールを利用する場合を除き、みなさんでも可能ですが、その際には、電子メールアドレス、返信フォームのURLやツイッターのユーザー名などの連絡先情報を表示しなければなりません。また、ビラやポスターなどについては、候補者・政党などが法律に則って掲示・配布するもののみが認められています。



電子メールは中傷やなりすましに悪用されやすいので、メール受信者を守るために発信できる人が制限されているんだよ。

### HPやメールを印刷して配る行為



- ホームページやブログなどへの書込み、ツイッターやフェイスブックなどのSNSへの投稿・リツイート・シェア、LINEやインスタグラムなどのユーザー間でのやりとり、動画の投稿や配信
- × 電子メールの利用（候補者・政党などに限定）
- × 選挙運動用サイトや電子メールなどをプリントアウトして配布

# 2 選挙運動のできる期間

選挙期日の公(告)示日の立候補届が受理されたときから選挙期日の前日まで



- 選挙運動期間中に立候補者の演説の様子を動画サイトに投稿する。
- × 立候補届出日の前日に、明日からA候補者の応援をよろしく、といったメッセージをLINEで友人に送る。
- × 選挙期日に、今日は投票日なのでB候補者に一票を入れよう、といったメッセージをブログに書き込む。

期間を制限しないと、ずっと選挙運動をすることになってしまい、お金がかかってしまうので、候補者の機会均等が保てなくなってしまうけん。



## (2) 言論などによる選挙運動

電話での投票依頼や個々面接は誰にでもできますが、演説会の開催や街頭演説は候補者などに限定されており、戸別訪問は禁止されています。

- 電話での投票依頼
- 家に遊びに来た友人や道端で出会った知人などへの投票依頼（個々面接）
- 選挙演説会ではない他の目的の会合などを利用した演説（幕間演説）
- × 友人、知人などの人を集めての演説
- × 街頭での通行人に対する演説
- × 友人・知人の家などを回っての投票依頼、演説会があることの周知（戸別訪問）

## (3) 供応接待

当選または落選を目的とした買収や供応接待をすることや受けることは固く禁じられています。また、選挙運動に関して飲食物を提供することは、お茶やお茶受け程度を除き、禁止されています。

- × 部活のOBに食事をおごってもらった際に、C候補者に投票するよう依頼され、断れずに承諾してしまった。



供応接待を受けるのは、投票の約束をするだけのつもりでも、法律違反になるから、このような誘いがあったとしても絶対に受けてはダメダーク!



## その他注意点

### (1) 投票に行ったとき

投票所で騒いだりするなど秩序を乱すような行為、また、他人の投票所入場券を使用した投票や他人の氏名を偽った投票（詐偽投票）をしてはいけません。

### (2) 選挙が終わった後の当選（落選）に関する選挙人へのあいさつ

インターネットを利用する方法はOKですが、当選祝賀会などの集会を開くことや戸別訪問などをしてはいけません。

このほか、校内・校外での選挙運動については、各学校の指導や主催者教育で学んだことを踏まえ、十分確認した上で行うようにしてください。



## 期日前投票

レジャーなど私用で選挙期日に投票区内にいない予定の人

選挙期日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある人

病気、けがなどの理由で選挙期日に歩行が困難な人

### 投票期間

公(告)示日の翌日から  
選挙期日の前日まで

### 投票時間

原則として午前8時半から  
午後8時まで

### 投票場所

各市町に設けられた  
「期日前投票所」

## 不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している人

### 投票場所

滞在先の市区町村選挙管理委員会

入院している人

### 投票場所

入院先の病院で不在者投票ができる場合があります。(詳しくは入院先の病院に確認してください。)

選挙期日に投票所に行けなくても投票できるけん!



## 進学や就職で引っ越したら、住民票を移しましょう。

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職などに伴い実家を離れる場合などにおいては、引っ越し先の自治体への転入届が必要です。

選挙運動について分からないことがあれば、住んでいる市町の選挙管理委員会に相談してみましょう。

各市町の選挙管理委員会の連絡先は、次のHPにあります。  
<http://www.pref.ehime.jp/e60700/shichosenkan.html>

愛媛県教育委員会 高校教育課  
愛媛県選挙管理委員会